松本歯科大学における公的研究費の執行に関する行動規範

2014年12月1日制定

この行動規範は、松本歯科大学公的研究費の管理・監査に関する規程第9条に基づき、 松本歯科大学において公的研究費を執行する上で、研究活動に従事する者(以下「研究 者」という。)及びこれに関係する管理・監査及び事務に携わる者(以下「事務職員等」 という。)が遵守すべき事項を定めるものである。

- 1、研究者は、公的研究費の執行にあたって、関係法令、配分機関が定めるルール及び 学内の諸規程等を遵守し、不正・不適切使用は行わない。
- 2、研究者は、公的研究費が国民の税金を原資とするものであることを認識し、計画的かつ効率的に執行し、使用について説明責任を果たさなければならない。
- 3、研究者は、公的研究費の執行にあたって、取引業者・研究協力者等との関係において疑念や不信をまねく行為は行わない。
- 4、研究者及び事務職員等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の 適正な執行に努める。
- 5、研究者及び事務職員等は、公的研究費に関わる学内外の説明会・研修会等に積極的 に参加して、関係法令、配分機関が定めるルール及び学内の諸規程等の理解に努める。
- 6、研究者及び事務職員等は、公的研究費の不正使用又はその恐れがあることを知った 場合は、速やかに通報窓口等に通報しなければならない。
- 7、事務職員等は、公的研究費が機関管理を必要とする経費であることを認識し、公的研究費の適正な執行を確保するための専門的能力の研鑽に努めるとともに、実効性ある適切な管理・監査体制の整備に努める。

この行動規範の改廃は、研究費不正防止計画推進委員会の議を経て、学長が決定する。